

○奈良県警察監察規程（平成12年3月31日本部訓令第10号）

[沿革] 平成13年3月本部訓令第3号、17年9月第16号改正

奈良県警察監察規程（昭和29年9月奈良県警察本部訓令第17号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 監察の実施（第3条—第11条）

第3章 監察の種類等

第1節 監察の種類（第12条）

第2節 総合監察（第13条—第18条）

第3節 随時監察（第19条・第20条）

第4節 特別監察（第21条）

第4章 公安委員会への報告（第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、奈良県警察における監察の実施に関し、監察に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（監察の目的）

第2条 監察は、警察業務の運営の実態及び警察職員（以下「職員」という。）の服務の実情を把握し、警察組織運営上の問題点等を改善することにより、警察業務の適正かつ能率的な運営及び警察規律の保持を図ることを目的とする。

第2章 監察の実施

（監察担当官）

第3条 監察は、奈良県警察本部長（以下「本部長」という。）が自ら実施する場合を除き、警務部長、首席監察官、警務部監察課長（以下「監察課長」という。）又は警務部監察官（以下「監察担当官」という。）が実施するものとする。

（監察補助者）

第4条 本部長は、自ら監察を実施するときは、監察担当官及び監察課員を補助者として監察に従事させることができるものとする。

2 監察担当官は、監察を実施するときは、監察課員を補助者として監察に従事させることができるものとする。

3 本部長又は監察担当官は、監察課員以外の職員に監察の補助をさせる必要があると認めるときは、警察本部の関係所属長に対し職員の派遣を求めることができる。この場合において、監察担当官が職員の派遣を求めようとするときは、あらかじめ本部長の承認を得なければならない。

(監察実施計画)

第5条 監察課長は、毎年度末までに、翌年度の監察実施計画（第21条に定める特別監察に係るものを除く。）を策定し、本部長の承認を受けなければならない。

2 監察実施計画は、規則第2条第2項各号に掲げる事項のほか、次に掲げるものについて定めるものとする。

(1) 監察を実施する者

(2) その他監察の実施に関し必要と認められる事項

3 本部長は、監察実施計画を承認したときは、規則第2条第3項の規定に基づき、速やかに公安委員会に報告するものとする。

(監察実施上の留意事項)

第6条 監察を実施するに当たっては、規則第4条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) いたずらに非違の究明に偏することなく、勤務成績優秀者及び善行者の発見等にも留意し、信賞必罰を明らかにすること。

(2) 秘密を厳守し、監察事項を他に漏らさないようにすること。

(部長等の協力)

第7条 部長及び警察本部の所属長は、その所管する事務に関する令達その他の指示事項で、監察を実施するに当たって参考となるものについては、監察担当官に回示する等監察の実施に協力しなければならない。

(監察担当官への資料の提出等)

第8条 監察担当官は、監察を実施するに当たって必要があると認めるときは、職員に対し書類の提出を求め、又は職員を指定する場所に召喚して説明を求めることができる。この場合において、監察担当官は、特段の理由がある場合を除き、あらかじめその旨を当該職員の所属長に通知するものとする。

(職員の功過を認知した際の措置)

第9条 監察担当官は、職員の功過を認知したときは、速やかに文書をもってその状況及び意見を本部長に報告しなければならない。

(監察結果の報告)

第10条 監察担当官は、監察を実施したとき（第4条第1項に定めるところにより、本

部長が実施する監察を補助したときを含む。)は、速やかに文書をもってその結果を本部長に報告しなければならない。

(改善事項等の通達等)

第11条 本部長は、監察担当官の報告事項に基づき、表彰又は懲戒を必要とすると認めるときは、それぞれ別に定める手続をとるよう監察課長に指示するとともに、改善又は矯正すべき事項を認めたときは、文書をもって関係所属長に通達するものとする。

2 本部長は、監察の結果、警察本部の所属の主管事項について措置すべき必要があると認めたときは、関係部長又は所属長にその方策についての検討を指示するものとする。

第3章 監察の種類等

第1節 監察の種類

(監察の種類)

第12条 監察の種類は、総合監察、随時監察及び特別監察とする。

第2節 総合監察

(総合監察)

第13条 総合監察は、警察運営の各般にわたり、次のとおり区分して行うものとする。

- (1) 業務監察 (業務運営の実態を総合的かつ具体的に把握するための監察をいう。)
- (2) 服務監察 (服務の実態を総合的かつ具体的に把握するための監察をいう。)

2 総合監察においては、必要に応じ、術科監察 (点検、礼式、教練、逮捕術、けん銃操法及び部隊活動のうち、本部長が指定する事項について実地に訓練を行わせることにより行う監察をいう。)を行うものとする。

3 総合監察は、警察署ごとに毎年1回実施するものとする。

4 本部長は、特段の事情があるときは、第1項各号に掲げる監察については、当該監察を受ける警察署長に書類の提出を求め、その審査をもって、これに代えることができる。

(総合監察の実施通達)

第14条 本部長は、総合監察を実施するときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項について、総合監察を受けることとなる警察署長に通達するものとする。

- (1) 監察実施日時
- (2) 監察事項
- (3) 監察実施要領
- (4) その他必要と認められる事項

(総合監察実施者)

第15条 総合監察は、本部長が自ら実施するものとする。ただし、本部長は、必要により、その実施を警務部長又は首席監察官に代行させることができる。

(講評)

第16条 本部長(前条ただし書に定めるところにより代行する者を含む。)は、総合監察が終了したときは、文書又は口頭によりその結果についての講評を行い、又は他の監察担当官を指名して講評を行わせるものとする。

(改善等の措置の報告)

第17条 警察署長は、総合監察の結果、改善を要すると指摘された事項については、速やかに必要な措置を講じ、その結果を文書により監察課長を経由して本部長に報告しなければならない。

(事後監察)

第18条 本部長は、総合監察の終了後一定の期間を置いて、事後監察を行うものとする。

2 事後監察は、総合監察の結果、改善を要すると指摘された事項の是正状況について監察するものとする。

3 事後監察は、随時監察の機会に併せて行うことができるものとする。

第3節 随時監察

(随時監察)

第19条 随時監察は、本部長が必要に応じ、監察項目を指定して監察担当官に行わせるものとする。

(各部長からの通報)

第20条 各部長は、それぞれの所管事項について、随時監察を実施する必要があると認めるときは、監察課長を経て本部長に報告するものとする。

2 本部長は、前項の報告に基づき、必要があると認めたときは、監察担当官に随時監察の実施を指示するものとする。

第4節 特別監察

(特別監察)

第21条 特別監察は、次に掲げるものについて、本部長が必要に応じ、監察担当官に行わせるものとする。

- (1) 投書、風評等の調査
- (2) 不祥事案又は不適正事案が発生した場合における関係所属に対する調査
- (3) その他特命事項

第4章 公安委員会への報告

(公安委員会への報告)

第22条 本部長は、四半期ごとに少なくとも1回以上、公安委員会に監察の実施状況を報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月22日本部訓令第3号)

この訓令は、平成13年3月26日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成17年9月29日本部訓令第16号)

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。